

## 宮崎県東京フロンティアオフィス運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県東京フロンティアオフィス（以下「東京オフィス」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (東京オフィスの目的)

第2条 東京オフィスは、宮崎県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業が首都圏において自社の製品やサービスを販売するにあたり、販売先の情報収集や自社製品等の情報発信などの販路開拓に取り組むための拠点として設置することにより、もって本県の産業振興を図ることを目的とする。

### (利用できる者)

第3条 東京オフィスを利用できる者は、次に掲げる各号の全てを満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者のうち、県内に本社又は主たる事業所を有し、事業活動を行う法人であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める「風俗営業」及び同条第5項に定める「性風俗関連特殊営業」を営む者でないこと。
- (3) 東京オフィスを拠点に、自社で開発した製品やサービスの首都圏での新たな販路や受注開拓及び情報収集等の事業活動を行う具体的な計画を有し、これを実施することが確実と見込まれること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (5) 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び集团的、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる団体、並びにそれらの団体等の利益になる活動を行っているとは認められる法人又は個人でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (9) 事業内容が、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがないこと。

### (利用の申請)

第4条 東京オフィスを利用しようとする者は、あらかじめ、知事に利用申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申込みを受けたときは、事業計画の内容等を審査し、利用の諾否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- 3 利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、利用の日の2日前までにその旨を知事に連絡しなければならない。

### (利用者の心得)

第5条 利用者は、この要綱、宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年宮崎県規則第19号）、

及び別に定める東京オフィス運営要領を守り、他の利用者に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 利用者は、災害等非常事態の場合にあっては、安全確保のために東京事務所長に協力しなければならない。
- 3 知事は、利用者が第1項の規定に違反したとき又は宮崎県東京ビルの管理上必要があると認めるときは、これを退去させることができる。

(利用者の賠償責任)

第6条 利用者は、故意又は過失により東京オフィス又は東京ビルの建物又は器物等に損害を与えた場合には、その損害の賠償をしなければならない。

(契約及び利用料金)

第7条 東京オフィスの利用にあたっては、公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号）に基づき契約を締結するものとする。2 東京オフィスの利用料金は、公有財産取扱規則に基づき算定した額とする。

(利用の中止)

- 第8条 利用者は、前条第1項の契約期間の満了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前々月末日までにその旨を知事に申し出なければならない。
- 2 知事は、契約期間中であっても、県において公用又は公共用に供するため東京オフィスを必要とするときは、契約を解除することができる。

(利用料金の納付)

第9条 第7条第2項の利用料金は、原則として、利用月分を前月末までに納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第3条第8号の規定については、施行日時点において東京オフィスに入居している利用者には適用しない。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。ただし、第3条第2号の規定については、施行日時点において東京オフィスに入居している利用者には適用しない。

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。